

熊本県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第61条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成15年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 松橋不知火下水道組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称 松橋不知火都市計画下水道事業 松橋不知火公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
昭和55年熊本県告示第15号、昭和57年熊本県告示第1020号、昭和63年熊本県告示第266号、平成2年熊本県告示第340号、平成8年熊本県告示第270-6号及び平成11年熊本県告示第334号の事業地に、松橋町大字久具字陣ノ前、字早水、字今天神、字野中、字堂前、字財間及び字微雨、大字両仲間字江口原、字野中及び字狐塚並びに大字西下郷字深田、字江口、字野中及び字塚田を加え、松橋町大字久具字大水口地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
昭和55年熊本県告示第15号、昭和57年熊本県告示第1020号、昭和63年熊本県告示第266号、平成2年熊本県告示第340号、平成8年熊本県告示第270-6号及び平成11年熊本県告示第334号の事業地に、松橋町大字久具字陣ノ前、字早水、字今天神、字野中、字堂前、字財間及び字微雨、大字両仲間字江口原、字野中、字白毛熊及び字狐塚、大字西下郷字深田、字江口及び字野中並びに大字豊福字微雨、字笹尾、字白毛熊及び字権現前を加え、松橋町大字久具字大水口地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間
昭和55年12月26日から
平成17年3月31日まで

公 告**熊本県公告第89号**

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成15年1月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人きらきら
- 3 代表者の氏名
山田 博美
- 4 主たる事務所の所在地
玉名市繁根木 544-3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者をはじめ障害児（者）等が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害児者の自立生活に関する事業や障害者、高齢者がくらしやすいまちづくりに関する事業、子供の健全育成を図る事業等を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき平成14年10月16日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
くらし館国府店
熊本県熊本市国府三丁目28番28号
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよ